

青森市総合計画策定要領

平成30年2月21日市長決裁

平成30年4月2日一部改正

第1 策定の趣旨

本市の総合計画は、平成23年2月に策定した「青森市新総合計画―元気都市あおもり市民ビジョン―」の計画期間が平成32年度までであり、現在、後期基本計画の2年目となっているものの、3つの緊急課題に一定の方向性が示され、本市が抱える真の緊急課題である人口減少へ立ち向かうための新たなまちづくりとして多極型の「コンパクト・プラス・ネットワーク」へまちづくりの方針が大きく転換したことを踏まえ、新たなまちづくりの指針が必要であるため、その「新たなまちづくり」の基本となる総合計画を策定する。

第2 策定の基本的方針

本市において総合的かつ計画的な行政運営を図るため、次の方針のもと、本市のまちづくりの最上位の指針として青森市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定する。

- (1) 概ね10年後を展望したものとする。
- (2) 社会経済情勢の変化に的確に対応したものとする。
- (3) 土地利用の方向性を含むものとする。
- (4) 国、県計画等との整合性を考慮したものとする。
- (5) 市議会との連携を図るとともに、市民の意見を反映したものとする。

第3 総合計画の構成、期間等**(1) 基本構想**

平成31年度を初年度とし、目標年次を10年後の平成40年度に置き、本市の目指すべき将来像を描くこととする。

(2) 基本計画

基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な取組を取りまとめ、計画期間は、前期5年（平成31～35年度）、後期5年（平成36～40年度）の10年間とする。

第4 策定体制**(1) 審議会****①青森市総合計画審議会（以下「審議会」という。）**

青森市総合計画審議会条例に基づき、市長が委嘱する委員で組織し、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し必要な事項を調査・審議し、市長に答申する。

②青森市総合計画審議会分科会（以下「分科会」という。）

審議会に第1分科会、第2分科会、第3分科会、第4分科会及び総括分科会を

設置し、各行政分野について専門的に調査・審議及び調整する。

(2) 市民意見の反映

市民意識調査、地域説明会、浪岡自治区地域協議会、私の意見提案制度により、総合計画に市民意見を十分に反映させる。

(3) 市議会

総合計画の策定過程において、市議会議員への経過報告及び意見聴取を行う。

(4) 庁内体制

① 庁議

計画案について、庁内の最終的な合意形成を図る。

② 総合計画の円滑な策定ため、庁内に次の組織を設置し、協議・検討する

(ア) 総合計画策定連絡会議（以下「連絡会議」という。）

(組 織) ○委員 長：副市長

○副委員長：企画部長

○委 員：市長を除く庁議構成員

(所掌事項) 計画案等の協議

(会 議) 委員長が必要に応じて招集し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(そ の 他) 連絡会議の構成員は、必要に応じて、審議会等に事務局として参加する。

(イ) 総合計画策定連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）

(組 織) ○以下の構成員により、分科会ごとに組織し、それぞれ、第1幹事会、第2幹事会、第3幹事会、第4幹事会とする。

○代表幹事：企画部次長

○幹 事：各部・機関の事務局の課長（課長を置かない所属は相当職）

○連 絡 員：各部・機関の事務局の長が選任するチームリーダー相当職各1名

○調 整 員：企画調整課職員

(所掌事項) 各分科会別の計画案、基礎資料等についての検討、作成

(会 議) 代表幹事が必要に応じて招集することとし、各会議に出席する者については、幹事に限らず、各部・機関の事務局の長が決めることとする。

(そ の 他) ○幹事会の構成員は、必要に応じて、分科会等に事務局として

参加する。

○委員長は、幹事会の構成員について、適宜変更できるものとする。

(5) 庶務

総合計画の策定にかかる庶務は、企画部企画調整課で処理し、現総合計画のフォローアップ、各分野に関する基礎資料の検討・作成のほか、連絡調整を行う。

(6) 会議の公開

審議会、分科会の会議については、原則公開で行うこととする。

第5 策定期間

総合計画の策定は、この要領決定の日から平成30年度内を目途とする。

第6 その他

(1) 進行管理等

総合計画の策定後の運用及び進行管理等に関し必要な事項は、策定過程において定める。

(2) その他

総合計画の策定過程において、関係する法令改正等があった場合、この要領にかかわらず、柔軟に対応することとする。